

作成日 2022 年 3 月 9 日  
(最終更新日 20 年 月 日)

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号： 2022-1-052

### 課題名：宮城県内のアレルギー疾患診療・保健に関する疫学研究

#### 1. 研究の対象

令和2年度都道府県アレルギー診療拠点病院モデル事業(厚生労働省)の一環として、2020年10月-同年11月に実施した「宮城県内におけるアレルギー疾患診療実態調査」、2021年1月-同年3月に実施した「アレルギー疾患の学校保健に関するアンケート調査」上記調査で得られた回答を本研究に使用する。

#### 2. 研究期間

2022年 月～2024年3月

#### 3. 研究目的

近年、本邦におけるアレルギー疾患を有する患者割合が増加していることを背景に、法整備が強化され、アレルギー疾患に関する医療提供体制の整備や国民への普及・情報提供等の対策が推進されている。都道府県毎にアレルギー診療拠点病院が制定され、宮城県では東北大学病院、宮城県立こども病院が指定を受け、その役割を果たすことが期待されている。

アレルギー疾患対策を総合的に推進するために、地域間格差のない診療供給体制の均てん化が重要なカギとなるが、都道府県毎に置かれた環境は異なっており、その実情に即した取り組みが必要である。宮城県内におけるアレルギー診療体制の現状として、県中心部に位置し、商業施設や行政サービス、人口が集中している仙台市にアレルギー専門医が偏在しており、その他の地域との医療供給体制に格差を生じていることが推察される。また、アレルギー児に対する学校保健への指導体制も十分に行き届いていないことが懸念される。

県内のアレルギー疾患対応の現状や地域毎に抱える課題を明らかにすることを目的に、令和2年度都道府県アレルギー診療拠点病院モデル事業(厚生労働省)の一環で「宮城県内におけるアレルギー疾患診療実態調査」、「アレルギー疾患の学校保健に関するアンケート調査」が実施されている。

本研究は、この調査を統計学的に解析し、論文発表することにより均てん化された診療体制の構築、実現に向けての課題点究明につながると考え計画した。

#### 4. 研究方法

アレルギー診療拠点病院モデル事業で実施した、「宮城県内におけるアレルギー疾患診療実態調査」、「アレルギー疾患の学校保健に関するアンケート調査」に対する回答を用いて、仙台市、非仙台圏の2群で比較、検定する。

#### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

本研究では、令和2年度都道府県アレルギー診療拠点病院モデル事業(厚生労働省)の一環として実施された下記2つのアンケート調査の回答を用いて、統計解析を行う。

宮城県内の医療機関を対象とした「宮城県内におけるアレルギー疾患診療実態調査」では、アレルギー疾患対応の現状(生物学的製剤の使用状況、エピペン®処方の可否等)、地域ごとに抱えるアレルギー診療課題(救急患者の紹介に難渋した経験の有無等)を明らかにするための内容を設定した。

同様に、宮城県内の小・中学校を対象とした「アレルギー疾患の学校保健に関するアンケート調査」では、食物アレルギー有病率やエピペン処方児の割合、アレルギー児への教育機関の対応(エピペン講習会への参加、アレルギー食の給食提供等)を明らかにするための内容を設定した。

#### 6. 外部への試料・情報の提供

情報は個人が特定できないよう匿名化し、郵送により業務委託先へ提供します。

#### 7. 研究組織

本学単独研究

東北大学病院 相澤 洋之

#### 8. 利益相反（企業等との利害関係）について

本研究に係る資金源等に関して、利益相反関係にある企業、団体はありません。

#### 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1

TEL 022-717-8539、FAX 022-717-8549

研究責任者：

東北大学病院呼吸器内科

相澤 洋之

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合